新発田民主商工会
新発田市豊町2-3-3
TEL0254-22-4390
FAX 22-4705
2022. 2. 14
NO 2286

支部の申告書作成会始まる
申告書は必ず点検を！

支部の申告書作成会が始まりました。確定申告書を記入し終えたら、記入もれや添付書類に不足がないかよく確認しましょう。

申告書は「提出用」と「控用」に分けて、「提出用」には添付書類など一緒に提出するものをゼムクリップで留めるなどして、バラバラにならないようにしておきましょう。

添付書類は、申告年と住所・氏名を記入した「添付書類台紙」に、はみ出さないように貼ってください。

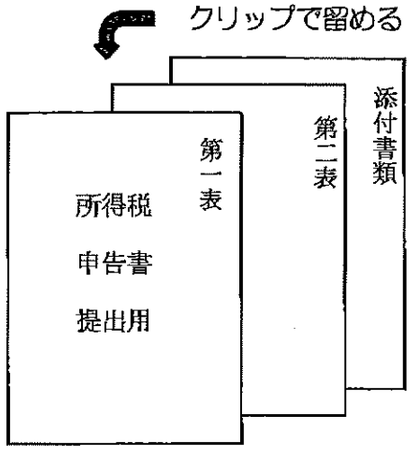

★控用も同様にまとめておく。

★消費税申告書と付表、その他届出書等も、それぞれ提出用と控用に分け、所得税申告書に続けて留めてください。

右図のようにしてまとめた申告書（提出用と控用）は、必ず**「支部名」**と**「申告者の氏名」**を記入した封筒に入れて3月11日の集団申告に持参してください。

作成会には忘れずに持参を

＊帳簿など所得計算に必要な書類
＊源泉徴収票（給与や年金収入がある方）
＊国民年金保険料控除証明書
＊生命保険料や地震保険料の控除証明書
＊健康保険や介護保険料の支払い証明書など
＊確定申告書（前年の控え）
＊決算書、内訳書（前年の控え）

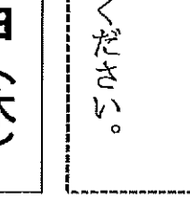

「3・13重税反対統一行動
新発田北蒲集会」（集団申告）

日時　3月11日（金） 午前9:20開会予定

会場　新発田市生涯学習センター 講堂

デモ行進は行いません。集会終了後に会場で申告書を預かり、まとめて税務署と市役所に提出します。

※市役所第3駐車場（文化会館となり）または第4駐車場（旧市役所跡）をご利用ください

「時短協力金」申請は2月14日～（予定）
営業時間短縮等の順守に注意を

営業時間の短縮要請は、県の「認証」を受けた（申請中も含む）飲食店は**午前5時から午後9時まで**（酒類の提供は午後8時まで）、「認証」を受けていない飲食店は**午前5時から午後8時まで**（酒類の提供は終日できません）となっています。（※認証を受けた飲食店も後者の選択は可能）

「協力金」は、要請期間中の全ての日において時短要請または休業に応じた場合に支給されます。営業時間や酒類の提供等、順守するよう注意してください。

※まん延防止等重点措置期間延長による時短要請期間の延長や、協力金申請は、変更の場合があります。

「時短協力金」申請相談会

日時　2月15日（火）午後1時30分～
会場　新発田民商事務所
※参加希望の方は事前にご予約ください。

弁護士による法律相談…2月17日（木）

相談希望の方は前日までにご予約ください

掃除機を寄付してください！

民商事務所の掃除機が壊れました。
寄付してくれる方、民商事務所まで連絡ください。
スティックタイプだと尚、助かります。